

3建築第859号  
令和3年9月29日

関係団体の長様

京都府建設交通部長  
(公印省略)

令和3年度違反建築防止週間について(通知)

平素は京都府の建築行政の推進に御協力いただき、厚く御礼申し上げます。  
さて、国土交通省から別添のとおり通知がありましたので、京都府におきましても、令和3年10月15日(金)から10月21日(木)までの間、違反建築防止週間及び建築パトロールを実施いたしますので、貴職におかれましても本週間の趣旨を御理解いただき、御協力いただきますようお願いします。

なお、京都市、宇治市を除く府域での実施要領は別紙「令和3年度違反建築防止週間実施要領」のとおりですので参考にお知らせします。

建築指導課建築基準係  
Tel 075-414-5345

国住指第1348号  
令和3年9月22日

都道府県知事 殿

国土交通省住宅局長  
(公印省略)

### 令和3年度違反建築防止週間について

違反建築防止週間は、建築基準法その他の関係法令の目的・内容に関して広く国民の理解と認識を深め違反建築物の防止を図るとともに、建築物に係る諸手続きの徹底を図ることによって、建築物の安全性の確保と良好な市街地環境の形成に資することを目的として実施しているところです。

令和3年度違反建築防止週間につきましては、令和3年10月15日(金)から21日(木)までを実施期間といたしますので、貴職におかれましても、この期間を基本として、違反建築の防止に関する取組みを一層推進していただきますようお願いいたします。

また、関係機関及び関係団体に対して、別添のとおり、協力を依頼したことを申し添えます。

特定行政庁におかれましては、違反建築物対策について建築行政マネジメント計画等に基づく適切な活動を実施されていることと存じますが、引き続き同計画等に沿って適切な活動を実施し、違反建築物対策のより一層の徹底を図られるようお願いいたします。

違反建築物の発生の未然防止、発見、迅速な調査や違反是正を効率的・効果的に行うには、特定行政庁において、消防、警察、福祉、衛生、労働基準等の関係機関・関係部局と密接な連携を図るほか、建築・不動産関係団体、自治会等の地域コミュニティ組織等とも協力関係を築き、協調して取り組むとともに、近隣住民等、広く一般から情報収集することが必要であると考えられます。つきましては、日頃の取組みに加え、違反建築防止週間というこの機を捉え、下記にもご留意の上、違反建築の防止のための啓発活動及び違反是正に取り組んでいただきますようお願いいたします。なお、違反建築物対

策に取り組む際には、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に最大限配慮するようお願いいたします。

また、貴管内特定行政庁に対して、この旨周知していただきますよう、また、貴指定の指定確認検査機関に対して、違反建築防止週間への協力を依頼していただきますようお願いいたします。

## 記

### 1. 違反建築の防止のための啓発活動等

- (1) ポスターの掲示や垂れ幕の掲示、のぼりやパンフレットの作成・配布、ホームページによる発表や報道機関への情報提供、違反建築相談窓口の設置、講演会や自治会等の地域コミュニティ組織と連携したイベントの実施等により、違反建築防止週間の周知、違反建築の防止、違反建築に係る通報の呼びかけ等を行うこと。
- (2) 所有者、管理者、設計者、工事監理者、工事施工者に対して、関係団体を通じ、あらためて法令遵守を呼びかけること。

### 2. 違反事実の把握及び是正のための取組み

- (1) 通報等の幅広い受付や、消防、警察、福祉、衛生、労働基準等の関係機関・関係部局との連携による合同現場パトロールや合同査察の実施、情報共有により違反事実の把握に取り組むこと。
- (2) 違反事実を把握した場合には、妥当性のある是正計画を提出させ、各違反事項について明確な是正期限を設定し、期限内に是正が行われるよう指導するとともに、是正時には特定行政庁により確認を行うこと。また、例えば同じ事業者により、同様の違反が他の特定行政庁管内で行われている可能性がある事案を把握した場合は、速やかに当該特定行政庁に情報提供するとともに、必要に応じて連携を図ること。
- (3) 度重なる指導にもかかわらず期限内に是正が行われない悪質な事例や、地震・火災等への安全性が著しく低いと認められる違反建築物については、建築基準法第9条の規定に基づく違反是正命令等を発するなど必要な措置を講じること。

### 3. 重点的に取り組むべき事項

- (1) 本年4月17日、東京都八王子市の共同住宅において、屋外階段の落下による死

亡事故が発生したことを受け、国土交通省では、本事案の施工業者が関与した共同住宅の所有者等に対して屋外階段の安全確保措置の実施等を指導するよう、関係特定行政庁に要請するとともに、本事案に類似する物件が確認された場合には、同様の対応を行うよう特定行政庁に周知したところである。事故事例では、屋外階段の木造部分が、築後数年で著しく劣化しており、木造の屋外階段（一部を木造としているものを含む。）については防水措置を含む防腐措置等が適切に行われることが重要である。事故を未然に防ぐため、共同住宅における屋外階段の木造部分について有効な防腐措置が適切に行われずに劣化しているような事象が確認された場合には、所有者等に対し、必要に応じ建築士等専門家による詳細調査を実施し、交換等の必要な対策が施されるよう是正指導に取り組むこと。

- (2) ホテル・旅館・簡易宿所、未届の有料老人ホーム、については、それぞれ重大な人的被害を伴う火災の発生を契機として、別途、フォローアップ調査の実施を依頼しているところであるが、依然としては是正が進まない物件が残っている状況にある。また、多人数の居住実態がありながら防火関係規定などの建築基準法違反の疑いのある建築物（違法貸しルーム）については、平成25年6月以降、違反の疑いのある物件の把握、調査及び是正指導の実施を依頼しているところであるが、調査や是正の進捗が芳しくない状況にある。このため、違反建築防止週間の時機を捉え、調査対象物件の把握及び違反事項の調査に努めるとともに、是正指導中の物件について違反是正に向けた継続的な指導を徹底すること。

このほか、個室ビデオ店等と病院・診療所についても、違反是正の完了まで継続的な是正指導を徹底すること。

- (3) 違法設置昇降機対策については、平成22年1月以降、違法に設置されている昇降機の把握に努めるとともに、所要の措置を講じるよう依頼しているところであるが、存在が把握できていない違法に設置された昇降機において、重大な人身事故が度々発生している状況にある。また、平成28年5月には、建築及び労働基準の両部局間のより緊密な連携による対応の迅速化を図るため、厚生労働省の都道府県労働局が把握した違法設置昇降機に関する情報を直接、都道府県建築部局に提供するよう、体制の見直しを図ったところである。違反建築防止週間の時機を捉え、違法に設置されている昇降機の実態把握に努めるとともに、昇降機の安全対策を徹底させるなどは是正指導に取り組むことにより、重大な人身事故の発生の防止に努めること。

- (4) 平成30年6月に発生した大阪府北部を震源とする地震において、ブロック塀等の

倒壊事故が発生したことを受け、国土交通省では、ブロック塀等の安全点検のためのチェックリストを作成し、特定行政庁を通じて広く所有者等に点検を要請するとともに、関係業界に協力を依頼したところであるが、これまでの地震において、ブロック塀等の倒壊による被害が繰り返されていることから、継続的に安全確保対策に取り組む必要がある。違反建築防止週間の時機を捉え、パトロールや報告徴収等によりブロック塀等の違反を発見した場合には、安全確保に向け、違反是正に取り組むこと。

以 上

別添

国住指第 1348 号-2

令和3年9月 22 日

警察庁生活安全局長  
消防庁次長  
厚生労働省医薬・生活衛生局長  
労働基準局長  
社会・援護局長  
老健局長

殿

国土交通省住宅局長  
( 公印省略 )

### 令和3年度違反建築防止週間の実施に対する協力依頼について

建築行政の推進につきましては、日頃から格別のご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、国土交通省及び各特定行政庁においては、建築基準法令違反の建築物の是正及びその発生予防に努めており、その一環として、「違反建築防止週間」を設定・実施しております。

今年度の違反建築防止週間につきましては、令和3年10月15日(金)から21日(木)までを実施期間とすることといたしましたので、本週間の趣旨をご理解いただき、ご協力をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

(添付資料)

「令和3年度違反建築防止週間について」都道府県知事宛住宅局長通知

(添付資料 略)

国住指第 1348 号-3  
令和3年9月 22 日

(関係団体の長) 殿

国土交通省住宅局長  
( 公 印 省 略 )

### 令和3年度違反建築防止週間の実施に対する協力依頼について

建築行政の推進につきましては、日頃から格別のご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、国土交通省及び各特定行政庁においては、建築基準法令違反の建築物の是正及びその発生予防に努めており、その一環として、「違反建築防止週間」を設定・実施しております。

今年度の違反建築防止週間につきましては、令和3年10月15日(金)から21日(木)までを実施期間とすることといたしましたので、本週間の趣旨をご理解いただき、ご協力をいただきますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

(添付資料)

「令和3年度違反建築防止週間について」都道府県知事宛住宅局長通知

(添付資料 略)

(関係団体の長)

- (公社)日本建築士会連合会会長  
(一社)日本建築士事務所協会連合会会長  
(公社)日本建築家協会会長  
(一社)全日本建築士会会長  
(一社)日本建築協会会長  
(一社)日本建築学会会長  
(公社)商業施設技術団体連合会会長  
(一社)日本商環境デザイン協会理事長  
(一社)日本設備設計事務所協会連合会会長  
(一社)建築設備技術者協会会長  
(一社)日本建築構造技術者協会会長  
(公社)全国宅地建物取引業協会連合会会長  
(公社)全日本不動産協会理事長  
(一社)全国住宅産業協会会長  
(一社)不動産協会理事長  
(一社)日本ビルディング協会連合会会長  
(一財)日本ビルディング経営センター理事長  
(一社)不動産流通経営協会理事長  
(一社)全国賃貸不動産管理業協会会長  
(公財)日本賃貸住宅管理協会会長  
(一社)マンション管理業協会理事長  
(公財)マンション管理センター理事長  
(一社)全国建設業協会会長  
(一社)日本建設業連合会会長  
(一社)全国中小建設業協会会長  
(一社)日本建設業経営協会会長  
(一社)JBN・全国工務店協会会長  
全国建設労働組合総連合中央執行委員長  
(一社)日本木造住宅産業協会会長  
(一社)全国浄化槽団体連合会会長  
(一社)プレハブ建築協会会長  
(一社)日本ツーバイフォー建築協会会長
- 
- 建築設計者・  
建築技術者関係団体
- 不動産業関係団体
- 建設業関係団体

- (一社)住宅生産団体連合会会長
- (一社)日本エレベーター協会会长
- 日本建築行政會議会長
- (独)住宅金融支援機構理事長
- (独)都市再生機構理事長
- 建築物防災推進協議会会長
- (一財)日本建築防災協会理事長
- (公財)住宅リフォーム・紛争処理支援センター理事長
- (一財)建築行政情報センター理事長
- (一財)日本建築設備・昇降機センター理事長
- (一財)建材試験センター理事長
- (公財)建築技術教育普及センター理事長
- (一社)日本病院会会长
- (一社)日本ホテル協会会长
- (一社)日本旅館協会会长
- (一社)全日本ホテル連盟会長
- 全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会会长

} 建設業関係団体

} 公的機関

} 建築関係団体

} 対象施設関係団体

国住指第 1348 号－4  
令和 3 年 9 月 22 日

指定確認検査機関(大臣指定)の長 殿

国土交通省住宅局長  
( 公 印 省 略 )

### 令和 3 年度違反建築防止週間の実施に対する協力依頼について

建築行政の推進につきましては、日頃から格別のご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、国土交通省及び各特定行政庁においては、建築基準法令違反の建築物の是正及びその発生予防に努めており、その一環として、「違反建築防止週間」を設定・実施しております。

今年度の違反建築防止週間につきましては、令和 3 年 10 月 15 日(金)から 21 日(木)までを実施期間とすることといたしましたので、本週間の趣旨をご理解いただき、ご協力をいただきますよう、また、特に、違反建築物の発生の未然防止の観点から、ポスターの掲示等による啓発活動に努めていただくとともに、公正かつ的確な確認検査の実施の確保のための取組みを徹底されるよう、よろしくお願ひ申し上げます。

(添付資料)

「令和 3 年度違反建築防止週間について」都道府県知事宛住宅局長通知

(添付資料 略)

国住安第55号  
令和3年9月22日

都道府県建築主務部長 殿

国土交通省住宅局  
建築指導課建築安全調査室長

### 令和3年度違反建築防止週間において重点的に取り組むべき事項について

令和3年度違反建築防止週間については、国土交通省住宅局長より令和3年9月22日付国住指第1348号により通知したところですが、違反建築防止週間を契機として重点的に取り組むべき事項の具体的な内容については下記のとおりですので、これを参考として、違反建築物対策を一層推進していただきますようお願いいたします。なお、違反建築物対策に取り組む際には、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に最大限配慮するようお願いいたします。

消防、警察、福祉、衛生、労働基準等の関係機関・関係部局との連携により合同現場パトロールや合同査察等を実施する際には、平成27年12月24日付け国住指第3541号「建築物への立入検査等に係る関係行政機関による情報共有・連携体制の構築について(技術的助言)」を参考してください。

なお、貴管内特定行政庁に対しても、この旨周知していただきますようお願いいたします。

#### 記

1. 屋外階段に対する安全対策の推進については、令和3年4月に発生した東京都八王子市の共同住宅における屋外階段の落下による死亡事故を受け、建築物防災週間においても取組み等を依頼しているところですが、屋外階段の木造部分について有効な防腐措置が適切に行われずに劣化しているような事象が確認された場合には、速やかに所有者等への是正指導を行うなど安全確保に向け、違反是正に取り組むようお願いいたします。

2. ホテル・旅館・簡易宿所、未届の有料老人ホームについては、それぞれ重大な人的被害を伴う火災の発生を契機として、継続的にフォローアップ調査の実施を依頼しているところですが、令和2年10月21日時点で、是正率はホテル・旅館47.4%であり、依然としては是正が進まない物件が数多く残っています。また、違法貸しルーム対策については、「多人数の居住実態がありながら防火関係規定等の建築基準法違反の疑いのある建築物に関する対策について」(平成25年6月10日付け国住指第657号)により、国土交通省から情報提供した物件等について、立入検査等の実施や違反物件のは正指導等を行うことを依頼して以降、継続的には正指導状況等をご報告いただいておりますが、令和2年10月21日時点で、調査対象物件の調査率が89.7%、是正率が23.9%に留まるなど、調査やは正の進捗が芳しくない状況にあります。

このため、令和3年度においても、違反建築防止週間の時機を捉え、次のとおり、調査対象物件の把握及び違反事項の調査に努めるとともに、は正指導中の物件について違反は正に向けた継続的な指導を徹底するようお願いいたします。

なお、個室ビデオ店等と病院・診療所についても、違反は正の完了まで引き続き、は正指導を行っていただきますようお願いいたします。

- (1) 調査対象物件について、当該物件を所管する部局や消防等の関係行政機関に情報提供を要請することにより、物件情報の把握に努めること。
- (2) 未調査の物件、違反の有無が不明であった物件及び定期報告が提出されていない物件について、所有者等と速やかに調整を図り、立入検査等を行うことで、違反事項の把握に努めること。

特に違法貸しルームについては、所在地及び運営事業者が特定出来ない場合を除き、消防等と連携して立入検査等を行うことにより、違反事項の把握に努めること。また、立入検査について、居住者の承諾が得られないことを理由として断られた場合には、所有者等に建築基準法(以下「法」という。)第12条第5項による報告を求めるこ。

- (3) 是正指導中の物件について、少なくとも年1回は所有者等に連絡を取って立入検査を行うなど、違反は正に向けた継続的な指導を徹底すること。

は正指導にあたっては、所有者等に当該違反事項による危険性について具体的に分かりやすく説明するとともに、すべてのは正措置を一度に実施することが困難な場合には、優先順位をつけて措置を実施するなど危険な状況を段階的にでも改善するように指導すること。

なお、正当な理由なくは正が行われない場合には、法第9条の規定に基づく違反は正命令等を行うなど必要な措置を講じることについて検討すること。また、所有者等が法第12条第5項による報告徴収や法第12条第7項による建築物

等への立入検査に応じない場合や違反是正命令に従わない場合などには、必要に応じて、罰則が適用される可能性のあることを伝達するとともに、警察と連携して告発を行うことについても検討すること。

3. 違法設置昇降機対策については、「違法に設置されているエレベーター対策について」(平成 28 年 5 月 31 日付け国住指第 630 号。以下「平成 28 年通知」という。)により、違法に設置された昇降機(以下「違法設置昇降機」という。)の把握に努めるとともに、所要の措置を講じるよう依頼しており、平成 22 年以降、国土交通省から情報提供了物件等について継続的に是正指導状況等の報告をいただいております。しかし、令和 2 年 10 月 21 日時点で、是正率が 49.0% に留まるなど是正の進捗が芳しくない状況にあります。

違法設置昇降機による人身事故は、平成 30 年度から令和 2 年度までの 3 年間で 21 件(うち死亡事故 6 件)発生していますが、これらの事故は、特に工場、倉庫等において多く発生し、またその大半は、国土交通省や特定行政庁に対し、違法設置の疑いがあるとの情報提供がなかった違法設置昇降機におけるものです。

このため、令和 2 年度においても、違反建築防止週間の時機を捉え、次のとおり、違法設置昇降機の把握に努めるとともに、昇降機の安全対策を徹底させるなど是正指導に取り組むことにより、人身事故の発生の予防に努めるようお願いいたします。

- (1) ホームページ等への情報提供窓口の設置、建築物の用途等による優先順位をつけた計画的な調査の実施等により、違法設置の疑いのある昇降機の把握に努めること。

〈建築物の用途等による優先順位をつけた計画的な調査方法の例〉

- 台帳等から一定規模・階数以上の工場、倉庫等を抽出し、対象建築物の所有者等に対して、昇降機の設置状況等についてアンケート調査を実施
  - アンケート調査依頼時に、違法設置昇降機の危険性及び人身事故発生時の事業者責任に関するチラシ(平成 28 年 6 月 8 日付事務連絡により送付したリーフレットもご活用ください。URL:[http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/jutakukentiku\\_house Tk\\_000057.html](http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/jutakukentiku_house Tk_000057.html)「法適合遵守の啓発用のリーフレット」)を同封して注意喚起
- (2) 平成 28 年通知によりお知らせしたとおり、厚生労働省都道府県労働局が把握した違法設置エレベーターに関する情報は、厚生労働省本省、国土交通省を通さず、厚生労働省都道府県労働局から直接、都道府県に提供されることとなっている。特定行政庁においては、違法設置の疑いのある昇降機を把握した場合に

は、労働基準監督署等と連携して立入検査等を行うことにより、建築基準法の違反事項の把握に努め、違反を特定した場合には、速やかに是正指導を行うこと。

- (3) 未是正の物件に対する指導においては、所有者等に対して是正工事の実施時期等を明示した具体的な改善に係る計画(是正計画)の提出を求め、提出されない場合には、継続的に催促するなど粘り強い姿勢で違反是正を促すこと。

特に、当面の安全対策が実施されていない物件については、重大な人身事故等が発生するおそれがあるため、当該昇降機の使用を確実に停止させる措置を講じるなど、重点的に是正指導を行うこと。

〈荷物用エレベーターにおける当面の安全対策の例〉

- ドアスイッチ及び施錠装置の設置、昇降路の囲い及び戸の設置並びに乗車禁止の徹底をすべて実施 等

また、正当な理由なく是正が行われない場合には、法第9条の規定に基づく違反是正命令等を行うなど必要な措置を講じること。

- (4) (1)から(3)の取り組みについて、建築行政マネジメント計画に位置づけるなど、複数年度にわたって計画的に取り組むことを検討すること。

4. ブロック塀等の安全対策の推進については、平成30年6月に発生した大阪府北部を震源とする地震による被害を受け、建築物防災週間においても取組み等を依頼しているところですが、防災査察やパトロール等の結果、違反であることが明らかとなったブロック塀等については、速やかに所有者等への是正指導を行うなど安全確保に向け、違反是正に取り組むようお願いいたします。

以上

## 令和3年度違反建築防止週間実施要領

### 1 目的

本週間は、全国一斉に実施されるものであり、広く府民に対し、建築基準法の目的、内容の周知を図るとともに、建築基準法が定める諸手続の徹底に向けた取組や違反建築物に対する行政上の措置を積極的に講じることにより、建築物の質の向上と良好な市街地の形成に役立てることを目的とする。

### 2 期間

令和3年10月15日（金）から10月21日（木）まで

### 3 実施主体

京都府建設交通部建築指導課及び関係土木事務所（京都土木事務所を除く。）

### 4 重点事項

- (1) 適切な工事監理が行われるための啓発、指導及びパトロールの実施
- (2) 中間検査及び完了検査徹底のための啓発、検査申請の督促及び未申請建築物の点検・摘発
- (3) 違反建築物に関与した建築士や建築士事務所に対する処分制度の広報
- (4) 違反是正命令後、是正されないまま放置されている違反建築物の指導強化
- (5) 関係土木事務所管内の建築違反の実態及び建築着工の動向に応じた、違反予防措置に係る取組の工夫

### 5 実施計画

- (1) 建築パトロールの実施  
別添「建築パトロール実施要領」による
- (2) 違反建築物に対する是正指導の強化
- (3) ポスター等による啓発

## 別添

**建築パトロール実施要領****1 目的**

令和3年度違反建築防止週間の重点課題として、建築パトロールを実施し、違反建築物等に対する是正指導を積極的に講じるとともに、建築基準法の内容及び手続きに関する府民及び建築関係業者の認識を深める。

**2 期間**

令和3年10月15日（金）から10月21日（木）まで

**3 対象区域**

京都府土木事務所所管区域（京都市、宇治市を除く）

**4 勤員体制**

土木事務所毎に、原則として1班2名で班を構成する。

**5 重点事項**

(1) 適切な工事監理の実施と中間・完了検査の確実な受検を図るため、以下の①～④に留意して対象現場を選定する。（特に②については対象がない場合を除き必ず選定すること。また①、②は土木事務所での直接確認処理分を優先する。）

①中間検査対象物件（特に建売住宅、木造住宅等を中心）

②工事完了予定日を過ぎているが、未だ検査申請がない建築物（特に建築基準法第6条第1項第1号から3号に掲げるものを中心）

③工事監理者が選定されていない建築物

④繰返して違反行為を行っている設計者、施工者及び宅地建物取引業者が関与している建築物

(2) 各土木事務所管内違反行為（建築・開発）一覧に基づきパトロールを行い、必要な是正指導を行う。

違反是正命令等後（立入指導により是正指導した施設を含む）、是正されないまま放置されている違反建築物（国通知中の重点的に取り組むべき事項等）

(3) 違反建築物対策に取り組む際は以下の①～③に留意し、新型コロナウィルス感染症の感染拡大防止について配慮すること。

①確認表示板の未設置等は、外観から確認できる範囲に止め、監理者等へ電話により状況確認を行う。

②現地及び建築物へ立入りを行う際は、3密（密集、密接、密閉）を避け、身体的距離の確保及びマスクの着用を行う。

③対面接触については、必要最小限に止め、短時間とすること。

**6 調査指導事項**

建築確認の有無、道路関係、容積率・建蔽率・高さ・斜線制限、用途違反、防火・避難関係、その他

**7 公表及び報告**

(1) 建築パトロールの実施に係る広報について、各地域の実状に応じて、ホームページ等の方法により行う。

(2) 別添様式1の実施結果表により、10月22日（金）午後5時までに建築指導課建築基準係まで報告すること。なお、違反建築物がある場合は、別添様式2も添付すること。

(3) 建築指導課は、実施結果の概要を部内報告及び京都府ホームページで公表するものとする。各土木事務所が独自に報道発表等する場合には、建築指導課と調整するものとする。